

別紙様式第11

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項（備考）
院内整流器更新工事 （一式）	長野赤十字病院 事務部管財課 長野県長野市 若里五丁目 22 番 1 号	4月17日	(株)関電工 長野市緑町 1629-32	¥ 35,970,000	業者は当該設備を専門的に点検・整備しているため、契約の目的が競争を許さない場合に該当する。（日本赤十字社会計規則第36条第4項）	
正面玄関回転ドアの部品 交換工事について （一式）	長野赤十字病院 事務部管財課 長野県長野市 若里五丁目 22 番 1 号	4月10日	株式会社長野ナブコ 長野市丹波島 2-9-10	¥ 3,300,000	業者は当該設備を専門的に点検・整備しているため、契約の目的が競争を許さない場合に該当する。（日本赤十字社会計規則第 36 条第 4 項）	
中央検査部 エアコンの設置 工事について（2 台）	長野赤十字病院 事務部管財課 長野県長野市 若里五丁目 22 番 1 号	4月20日	有限会社ニチテック 長野県長野市北尾張部 258-11	¥ 3,250,000	予定価格が 400 万円を超えない工事又は製造をさせるときに該当する。（日本赤十字社会計規則第 36 条第 5 項および同施行細則第 35 条（1））	
院内非常灯の更新工事 について（一式）	長野赤十字病院 事務部管財課 長野県長野市 若里五丁目 22 番 1 号	4月17日	(株)関電工 長野市緑町 1629-32	¥ 6,248,000	当該製品は特殊機器であり、専門業者である前述の業者による整備が必要なことから契約の目的が競争を許さない場合に該当する。（日本赤十字社会計規則第 36 条第 4 項）	
地下 1 階電気室内直流 電源装置における蓄電池 の更新について（一式）	長野赤十字病院 事務部管財課 長野県長野市 若里五丁目 22 番 1 号	4月17日	(株)関電工 長野市緑町 1629-32	¥ 15,180,000	業者は当該設備を専門的に点検・整備しているため、契約の目的が競争を許さない場合に該当する。（日本赤十字社会計規則第36条第4項）	

西棟第2電気室における蓄電池の更新について (一式)	長野赤十字病院 事務部管財課 長野県長野市 若里五丁目22番1号	4月17日	(株)関電工 長野市緑町1629-32	¥5,852,000	業者は当該設備を専門的に点検・整備しているため、契約の目的が競争を許さない場合に該当する。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)
警備業務委託契約の一部内容変更に伴う契約の締結について(一式)	長野赤十字病院 事務部管財課 長野県長野市 若里五丁目22番1号	4月24日	新日本警備保障(株) 長野市七瀬3-2 イースト ゲート長野ビル7F	¥41,571,420	業者は当院の入管制限運用マニュアル作成時から携わっている業者であるため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項: 契約の性質又は、目的が競争を許さない場合に該当)
各病棟におけるブラインド取付工事について (一式)	長野赤十字病院 事務部管財課 長野県長野市 若里五丁目22番1号	4月22日	(株)北産業 長野市篠ノ井杵淵1632 番地	¥2,618,000	業者は当該設備構造を熟知しており、最短かつ安価な施工が可能であることから、契約の目的が競争を許さない場合に該当する。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。